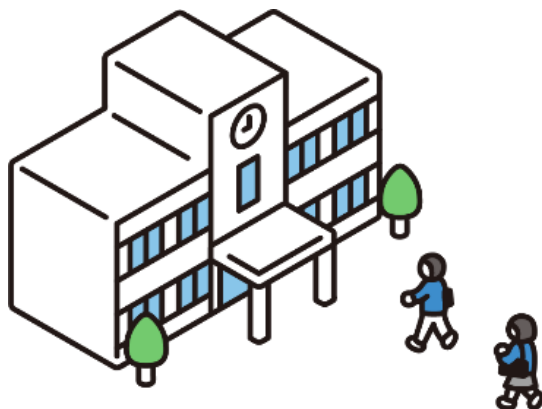




台東区 就学相談のご案内



対象

以下すべてに当てはまるお子さんが対象です。

- 翌年4月に小学校・中学校に就学予定である
- 障害や発達面・学習面の課題がある
- 申し込み時点で台東区に住民登録がある**

※特別支援学校・特別支援学級への入学を希望される場合は、就学相談が必要です。

※現在、他の地域にお住まいで次年度台東区へ引っ越しを予定されている方は、現在お住まいの地域の教育委員会にご相談ください。

受付期間

4月1日（水）～9月30日（水）

申し込み・ 問い合わせ

就学相談

※右記二次元コードまたはお電話よりお申込みください。

担当：台東区教育委員会学務課
特別支援教育担当（就学相談担当）

住所：台東区西浅草3-25-16
生涯学習センター内

電話：03-5246-5838



就学相談とは

台東区では、お子さんが十分に力を発揮できる学習環境を検討するために就学相談を行っています。就学相談では、お子さんの普段のご様子や発達検査の結果、行動の観察などから、お子さんに適した学習環境を心理・教育・医学の専門家が総合的に判定します。

判定結果と保護者さまのご意向をふまえ、お子さんが能力を最大限伸ばし、充実した学校生活を送るには、どのような学習環境が望ましいか、保護者さまと教育委員会で相談し、就学先を決定します。

就学相談の流れ

①就学相談のお申込み

- 保護者さまが就学相談のお申込みをします。
- ②保護者面談、お子さんの観察の日時を決めます。
- オンラインでの質問フォーム(申込み後にURLが送信されます)または学務課より郵送される書類に、②の面談日までに回答します。

電話または
オンライン
申し込み



時期の
目安

②保護者面談、お子さんの観察



- 保護者面談: 成育歴などお子さんの状況、就学にあたっての心配事、就学先のご希望などをお聞きします。
- お子さんの観察: いくつかの課題に取り組む様子を観察させていただきます。概ね1年以内に実施した発達検査がない場合は、発達検査をお取ります。

※母子手帳、福祉の手帳等をお持ちください。

学務課と在籍校(園)
関係機関との情報共有

※松が谷福祉会館で過去に発達検査を実施している場合は、保護者の方の同意の上で学務課の方から取り寄せます。

申込み
~1,2ヵ月

③行動観察等(専門家による見立て)

●教育環境を検討するため、教員がお子さんの小グループでの活動の様子を観察したり(行動観察)、医師がお子さんの発達状態や課題を見立てたりします。

※②の相談内容によっては、行動観察を関係機関との情報共有に替える場合があります。

< 行動観察日程 >

※日程は変更になる可能性があります

新小1 (45分程度)	新中1 (45分程度)
6月25日(木)	6月26日(金)
7月 9日(木)	7月10日(金)
8月20日(木)	8月21日(金)
9月 4日(金)	11月 6日(金)
10月16日(金)	
11月 5日(木)	
12月 3日(木)	

申込み
~3,4ヵ月

④就学先の判定結果のお知らせ

- 医学・心理・教育の専門家等で構成された委員会で、お子さんにとって適切な就学先について協議します。
- 協議の結果を学務課から保護者さまにお知らせします。

特別支援学級等の体験(相談内容に応じて実施)

就学先への情報引継ぎの面談(判定と異なる就学の場合実施)

- 課題の共有や、就学後必要なフォローについて相談します。

通常の学級

特別支援学級

特別支援学校

⑤就学先の決定

- 郵送にて就学通知書を受け取ります。
- 就学後、フォローアップとして、学務課の職員が授業観察に伺うことがあります。



1月頃

就学相談に関するQ & A

Q. 就学相談では、どんなことを相談できますか？

- A. 「就学相談の流れ(P2)」のステップを通して、お子さんが十分力を発揮できる学習環境について、就学相談委員会の判定結果や保護者の希望をふまえて検討することができます。台東区の学習環境には、「通常の学級」「通常の学級に併せて特別支援教室を利用」「特別支援学級」「特別支援学校」があります。詳細は、次ページ以降をご覧ください。

Q. 就学相談を受けようか迷っています。

- A. 就学にあたり、お子さんの課題に応じた学習環境を検討したい方は、ぜひ就学相談にてご相談ください。就学相談を受けた方が良いのか分からない方は、就学相談担当にお問い合わせください(TEL:03-5246-5838)。特別支援学級や特別支援学校への就学を希望する場合は、就学相談を受ける必要があります。

Q. 就学相談の判定結果が出るまでにどのくらいの期間がかかりますか？

- A. 就学相談にお申込みいただいてから判定結果が出るまで、約4カ月程度かかります(相談内容によって多少前後します)。そのため、なるべくお早めのお申込みをおすすめします。

Q. ④の就学先の判定結果には必ず従わなければいけないのですか？

- A. 教育委員会では、総合的な観点から検討し、教育委員会として提案する就学先を判定します。就学相談の判定と保護者さまの意向が異なる場合は、体験授業や、お子さんの課題および必要と思われる支援を、保護者さまと学校、教育委員会で共有する面談などを行います。このような判定後の相談や、保護者さまの意向等をもとに、お子さんにとって望ましい就学先について、一緒に考えていきます。

Q. どのような観点から、学習環境を検討すればよいですか？

- A. まず、様々な場面(家庭・在籍校/園・外出時)におけるお子さんの情報を収集することをおすすめします。その情報や就学相談委員会の判定結果をもとに、学習環境がお子さんの育ちや現状に適しているかどうか、その学習環境でお子さんの力を伸ばすことができるか、などの観点から学習環境を検討しましょう。

Q. 一度就学したら、学習環境は変えられないのですか？

- A. 「学びの場」は固定したものではなく、それぞれのお子さんの心身の発達の様子、適応の状況等を勘案しながら、転学することが可能です(特別支援学校←→特別支援学級、特別支援学級←→通常の学級)。学習環境を検討したい場合は、まずは担任の先生にご相談ください。(P7参照)

就学先の学校・学級について

● 通常の学級

- *学習内容： 学習指導要領で学年ごとに定められている内容の指導を受けます。
- *人数： お子さん最大35名に対し、教員が1名配置されます。

● 特別支援学級（知的障害）

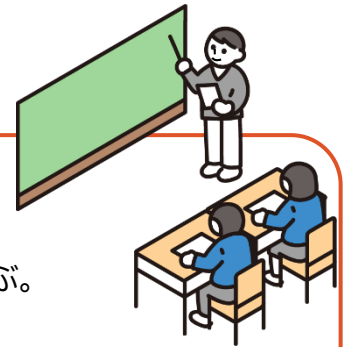
- *対象： 知的発達の遅れや、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活の活動に一部援助を必要とするお子さんが対象です。

（入学においては就学相談委員会で特別支援学級への就学が適切であると判断される必要があります。）

- *学習内容： 基本的には小、中学校の学習指導要領によって教育が行われます。お子さんの実態に応じ、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別な教育課程を編成することができます。

- *人数： 8名のお子さんに対して教員が1名配置されます。

- *設置校： 小学校4校、中学校2校に設置しています。（P8参照）



指導内容の例

- <国語・算数> 習熟度別に個々の理解に応じた課題で学習に取り組む。
- <生活単元> 作業や体験活動を通して、自立的な生活に必要な事柄を学ぶ。
- ※その他、音楽や図工、体育などの学習があります。
- ☆通常の学級との交流や共同学習
- ※お子さんの適応状態、発達の度合いに応じて実施します。

● 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

- *対象： 全般的な知的発達の遅れはないが、自閉スペクトラム症や情緒障害（選択性かん黙等）※1により、通常の学級での指導ではその効果が十分に表れにくい児童・生徒が対象です。

（入学においては相談委員会で特別支援学級への就学が適切であると判断される必要があります。）

- *詳細： 詳細については、右記二次元コードからご覧ください。



※1 医師の診断が必要です。

※新小学校1年生は、対象となりません。入学後、学校にご相談ください。新中学校1年生は、学校経由での申し込みとなります。まずは在籍学校にご相談ください。

● 特別支援学校

- *対象： 日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とするお子さんが対象です。

（入学においては就学相談委員会で特別支援学校への就学が適切であると判断される必要があります。）

- *学習内容： 特別支援学校の学習指導要領をもとに、お子さんの状態に応じた指導を行います。障害による生活や学習上の困難の克服、自立に必要な知識や技能を学びます。

- *人数： 6名のお子さんに対して、1名の教員が配置されます。

※特別支援学校へ就学する場合は、区の就学相談後、都での相談も必要です。

特別支援教室/通級指導学級について

○ 通常の学級+ 『特別支援教室』

- *対象： 知的発達の遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、発達障害(※1、※2)により一部特別な指導を必要とするお子さんが対象です。
 - ※1 診断の有無に関わらず、疑いや傾向を含む
 - ※2 自閉症スペクトラム(ASD)、注意欠如多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、情緒障害(選択性かん黙など)
- *指導方法： 発達障害などによる学習上または生活上の困難の改善・克服を図るため、週1時間程度、校内にある別の教室で指導を受けます。
- *指導内容： 一人一人の特性によるつまずき、苦手なところに特化した個別指導や小集団指導を行います。
- *設置校： 特別支援教室は、区内小中学校全校に設置しています。

指導内容(自立活動)の例

- ・コミュニケーションのための知識を学ぶ。
- ・感情や欲求を上手にコントロールする方法を身に付ける。
- ・自分の得意、不得意を知り、自分に合った学習方法を習得する。
- ・他者の考えや意図を読み取る力や周囲の状況を把握する力などを身に付ける。

○ 通常の学級+ 『通級指導学級』 (難聴・言語障害)

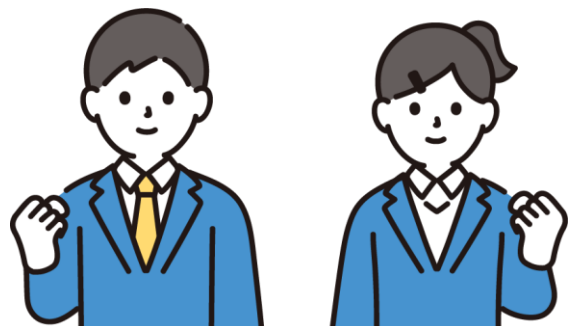
- *指導方法： 学級のある学校に週1回程度通って、障害等による困りごとを改善するための個別指導(原則)を受けます。
- *設置校： 小学校1校(難聴・言語障害)、中学校1校(難聴)に設置しています。

※特別支援教室との併用はできません。

指導内容の例

- ・正しい音で発音できるようになるために、口の動きを練習する。
- ・聞き分ける力を身に付けるために、音や言葉を聞き取る練習をする。

※ 「弱視」の通級指導学級は、区内にはありません。都立学校、近隣区学級設置校に通います。



特別支援学校について

Q: 特別支援学校(肢体)か特別支援学校(知的)かで迷っています。

A: 都立特別支援学校の校種については、最終決定は東京都の教育委員会が行います。迷われている場合はお早めに見学や体験をされることをお勧めします。

特別支援学級について

Q: 特別支援学級の雰囲気を知りたいので、見学したいです。どうすればよいですか？

A: 事前に学校にお電話いただき、見学日をご相談ください。また、就学相談委員会で最も適切な学びの場が特別支援学級と判断された場合は、授業体験を行うことができます。その場合は、学務課にて日程調整をいたします。

Q: 特別支援学級は学区が決まっているのですか？

A: 基本的には選択制ですが、学校の規模などにより、受け入れられる児童・生徒数に限りがあるため、希望された学校へ入れない場合もあります。見学の際には複数の学級をご覧になることをお勧めしています。

特別支援教室について

Q: 特別支援教室の対象である①知的発達に遅れのない や、②一部特別な指導が必要 とは、どの程度を指すものですか？

A: ①通常の学級での学習に概ね参加できること
②週1時間程度の指導で通常の学級での適応を高める、または適応の改善が見込まれることを指します。①②について、保護者さまからの聞き取りやお子さんの観察などをもとに、就学相談委員会で検討されます。

Q: 入学後に特別支援教室を使いたいと思ったらどうすればいいですか？

A: 入学後に特別支援教室の申請をすることも可能です。入学後に特別支援教室の申請を希望する際は、学校にご相談ください。その後、教育委員会での判定委員会にて特別支援教室への入室を認められた方は、在籍学級での適応状態をみながら、指導の内容や指導開始時期を決めていきます。
※判定委員会の審議の結果によっては、特別支援教室に入室できない場合もございます。

就学時健康診断について

Q: 特別支援学級への就学/学区域外の就学を希望しています。
就学時健康診断はどこで受けたらいいですか？

A: 学区域外の学校への就学を希望されている場合も、就学時健康診断は基本的に通学区域の学校で受けてください。

Q: 特別支援学校への就学を希望しています。
就学時健康診断はどこで受けたらいいですか？

A: 区立小学校での就学時健康診断は必須ではありません。
受診されない場合は就学時健康診断担当の係(保健給食係:03-5246-1413)までご連絡ください。



就学支援シート

- ◆ 目的
入学予定の学校へ、お子さんの様子やこれまでの支援の内容を引き継ぐためのものです。
- ◆ 対象
新小学1年生のお子さん
※就学相談を受けている、いないにかかわらず、どなたでも作成することができます。
- ◆ 入手場所
※就学相談へお申し込みの方に対しては、相談の中でお渡しします。
 - ・台東区ホームページ(ダウンロードにて使用可)
 - ・就学相談窓口(生涯学習センター内5階事務室)
 - ・学務課(台東区役所6階2番窓口)
 - ・松が谷福祉会館窓口



詳細はこちら👉
入学前の準備-就学支援シート-

📖 転学について

- ◆ 転学相談では
お子さんの発達の様子や学校の環境等を考えながら、年度替わりの時期を原則として柔軟に学びの場の見直し(転学)をすることができます。
保護者さまや学校からの聞き取り、発達検査などを行い、お子さんの教育環境を検討します。
- ◆ 転学相談をするには
就学後に転学を希望される場合は、まずは在籍している学校の先生に相談してください。

📖 区立学校における医療的ケア

※医療的ケアが必要なお子さんに対しては、事前相談を受け付けます。お早めにご相談ください。

担当: 台東区教育委員会学務課
特別支援教育担当
(医療的ケア担当)
住所: 台東区東上野4-5-6
台東区役所6階
電話: 03-5246-1416

区内特別支援学級等所在地一覧

■特別支援学級(知的障害)

東泉小学校(そよかぜ学級)	三ノ輪1-23-9	6674-1313
蔵前小学校(ひまわり学級)	蔵前4-19-11	3851-1535
松葉小学校(ひまわり学級)	松が谷1-13-16	3841-6219
千束小学校 ※令和9年度4月開設予定	浅草4-24-11	
金竜小学校(かたばみ学級)	千束1-9-9	3871-9895
柏葉中学校(1組)	下谷3-1-29	3873-0063
浅草中学校(A組)	蔵前1-3-4	6699-1138

■特別支援学級(自閉症・情緒障害)

石浜小学校(はまかぜ学級)	清川1-14-21	3874-3620
御徒町台東中学校 ※令和9年度4月開設予定	台東4-13-16	

■通級指導学級(難聴・言語障害)

黒門小学校(きこえとことばの教室)	上野1-16-20	3833-4984
柏葉中学校(難聴通級指導学級)	下谷3-1-29	3871-9107

■特別支援教室

全校に設置しています。	各学校にお問い合わせください。
-------------	-----------------

■就学相談窓口 … 生涯学習センター5階が受付窓口です。

